

長崎県木造・木質化アドバイザー派遣制度の流れ

1 アドバイザーの登録

アドバイザー登録を希望する建築士

【要件】①～③を満たす者

- ①建築士の資格を有するもの
- ②県が開催する木造・木質化の推進の講習会を受講した者
- ③次のいずれかの要件を満たす者
 - (1) 戸建て住宅以外の木造建築物の設計実績（意匠設計、構造設計）を3件以上有する者
 - (2) 林野庁が主催する中央研修のうち、建築物の木造・木質化に関する研修を受講した者
 - (3) 建築士の所属する事務所又は建築士の団体から推薦を受けた者

①登録用紙（様式第1号）

②登録完了通知（様式第2号）

県

2 アドバイザーの派遣

施主等

戸建て住宅以外の建築物の新設、建替え、増築の計画がある施主、建築士、施工者等

①派遣依頼シート
（様式第6号）

②派遣依頼書
（様式第7号）

④実施報告書
（様式第8号）

③アドバイザーの派遣

※アドバイザーは、施主等に派遣日時の確認調整を行う

アドバイザー

● アドバイスの内容

- 木材を使うメリットの紹介
- 木造化に関するアドバイス（耐火・耐震、耐久性、維持管理方法、建設コスト、施工期間等）
- 木質化に関するアドバイス
- 簡易設計・積算等の提案及び非木造とのコスト比較
- その他